

違法情報等対応連絡会 設置要綱

1. 目 的

インターネット上の違法・有害情報への適切かつ迅速な対応を図るため、通信業界としての各種ガイドライン（情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会において策定のガイドラインを除く）やモデル約款等を検討・策定し、関連事業者への周知・啓発等を行うことによりネット社会の安全・安心を目指すものとします。

2. 名 称

本会の名称は、「違法情報等対応連絡会」とします。

3. 構成員及び運営

- （１）違法情報等対応連絡会の構成員は、（社）電気通信事業者協会、（社）テレコムサービス協会、（社）日本インターネットプロバイダー協会、（社）日本ケーブルテレビ連盟の各協会が選出した者により構成するものとします。
- （２）違法情報等対応連絡会には、構成員として参画することが適当と判断する者を、構成員の同意を得て、適宜構成員とすることができるものとします。また、実務経験者その他の適当と判断する者をアドバイザーとして、また、関係行政機関等をオブザーバーとして会議に参画させることができるものとします。
- （３）違法情報等対応連絡会には、主査を置くこととし、構成員の互選で決めるものとします。
- （４）主査は本会を招集し、主宰するものとします。
- （５）本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができるものとします。
- （６）違法情報等対応連絡会は、次の業務をはじめ、インターネット上の違法・有害情報対策に必要な取り組みを行うものとします。
 - ・ インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドラインの策定
 - ・ 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の策定
 - ・ インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドラインの策定

4. 事務局

- （１）違法情報等対応連絡会の会務を円滑に行うため、事務局を置きます。
- （２）事務局は、テレコムサービス協会がこれに当たります。
- （３）事務局の組織等については、テレコムサービス協会において定めることができます。

5. 会 費

- (1) 本協議会の会費は、別に定めることができます。
- (2) 会費に係る代替措置として、会務に必要な経費（実費相当分）を関係者協議により分担し、措置することができることとします。

6. 施 行

この要綱は、令和8年2月6日から施行します。